

公務上死亡災害の発生状況

(令和3年度認定分)

令和5年2月

地方公務員災害補償基金

ま　え　が　き

この報告書は、令和3年度に認定された地方公務員等の公務災害のうち、公務上の災害による死亡事案について、その発生状況を調査、集計したものです。

令和3年度に公務上の災害として認定された件数は25, 590件で、このうち死亡事案に係るものは44件（人）でした。なお、当該死亡事案に係るもの件数は、この調査が開始された昭和48年度から52年度まで及び昭和55年度においては、100件（人）を超えていましたが、それ以降は概ね減少傾向にあり、東日本大震災による死亡事案を除けば、近年では30～40件（人）前後で推移している状況です。

この報告書が、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用され、少しでも公務災害の減少に結びつくとともに、執務の参考となれば幸いです。

なお、調査に当たり御協力いただいた地方公務員災害補償基金各支部等の関係各位に対し、厚く御礼を申し上げます。

令和5年2月

地方公務員災害補償基金
理事長 馬場 竹次郎

目 次

第1 公務上死亡災害発生状況の概要	3
1 概要	5
2 地方公共団体の区分別公務上死亡者数の状況	7
3 職員区分別公務上死亡者数の状況	8
4 年齢階層別公務上死亡者数の状況	10
5 事故の型別公務上死亡者数の状況	11
6 起因物別公務上死亡者数の状況	13
7 認定事由別公務上死亡者数の状況	15
8 交通事故による公務上死亡災害の状況	18
9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況	20
第2 公務上死亡災害発生事例	21
1 交通事故による死亡事例	24
2 その他の死亡事例	24
(1) 過重労働による被災	24
(2) 石綿ばく露による被災	26
(3) その他の被災	27
第3 統計表	29
分類項目区分	41

第1 公務上死亡災害発生状況の概要

第1 公務上死亡災害発生状況の概要

1 概 要

本調査は、令和3年度中に公務上の災害と認定された死亡事案を対象として実施したものである。

調査は公務災害のみを対象としており通勤災害は含まないが、通勤途上の交通事故等による死亡事案であっても、公務災害として認定されたものは調査対象としている。

調査の結果、令和3年度認定分の公務上死者数は44人で、男性のみであった。

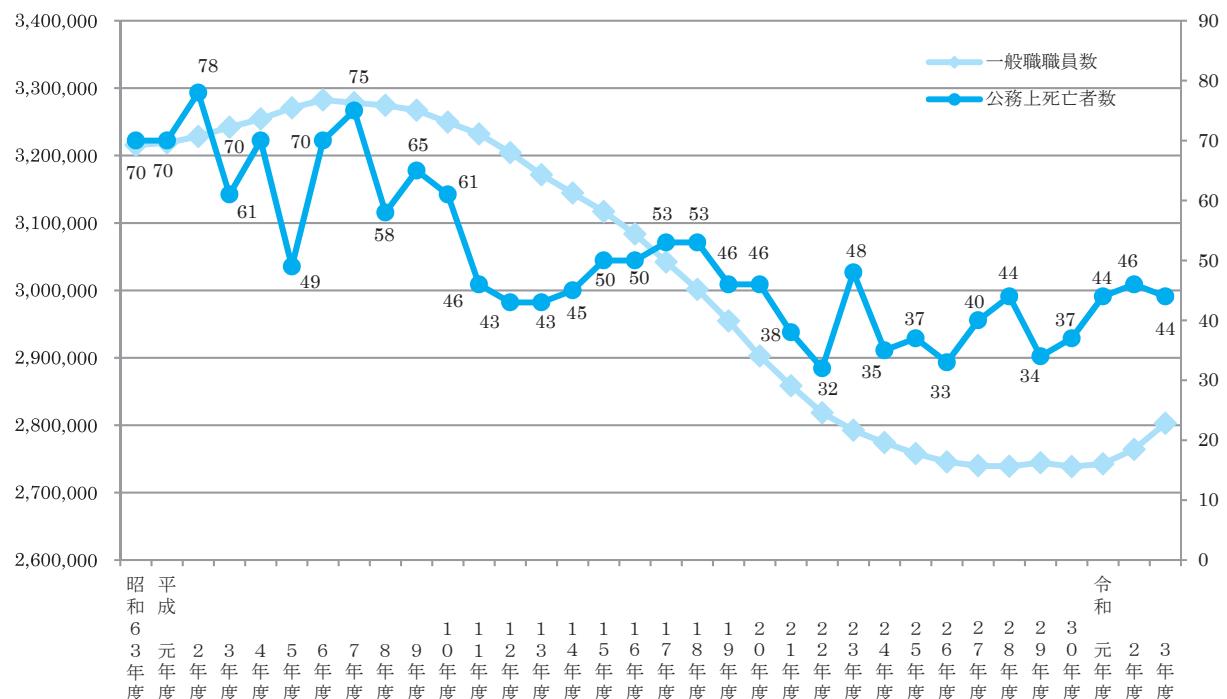
東日本大震災に起因する死亡者数を除けば、平成24年度以降は30～40人前後で推移している。

表1 男女別公務上死者数の推移（過去10年間） (人)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
男	33(7)	33(1)	31(2)	37(1)	42(1)	29(1)	34(0)	43(0)	42(0)	44(0)
女	2(9)	4(0)	2(0)	3(0)	2(0)	5(0)	3(0)	1(0)	4(0)	0(0)
計	35(16)	37(1)	33(2)	40(1)	44(1)	34(1)	37(0)	44(0)	46(0)	44(0)

(注) カッコ内の数字は、東日本大震災に起因する公務上死者数（外数）である。

図1 一般職員数及び公務上死者数の推移 (人)



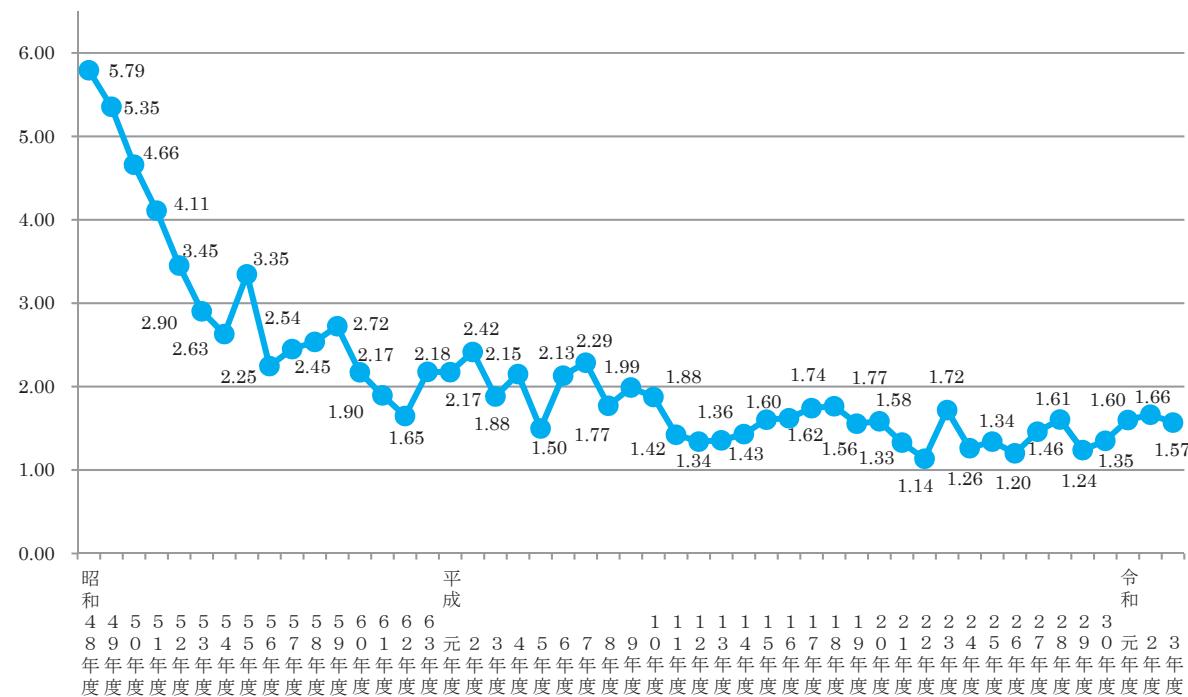
(注1) 一般職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む。）。

(注2) 各表の死亡者数は、特に記載がない限り、東日本大震災に起因する事案を除いている。

職員 10 万人当たりの公務災害死亡率は、昭和 48 年度には 5.79 人であったが年々低下を続け、その後若干の増減はあるものの平成 8 年度以降は 1 人台で推移している。

(第3 統計表 第1表「公務上死亡災害発生状況の推移」参照)

図2 公務上死者数 10 万人率の推移 (人)



2 地方公共団体の区別公務上死亡者数の状況

令和3年度認定分の公務上死亡者数を地方公共団体の区別にみると、「都道府県」が24人（54.5%）で全体の約半数を占め最も多く、次いで「市・特別区」10人（22.7%）などの順となっている。

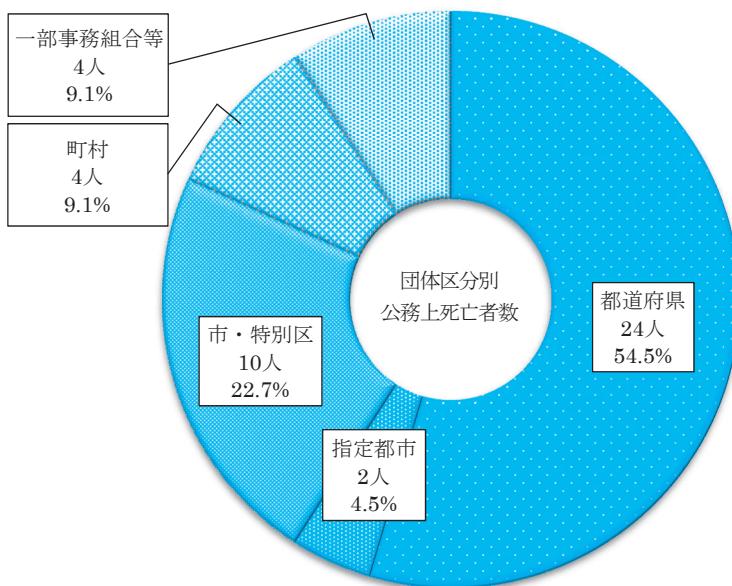
(第3 統計表 第2表「支部別・団体区別公務上死亡者数」参照)

表2 団体区別公務上死亡者数 (人)

区分	対象団体数	公務上死亡者数
都道府県	47	24
指定都市	20	2
市・特別区	795	10
町村	926	4
一部事務組合等	1,470	4
合計	3,258	44

(注) 対象団体数は、総務省「市町村数の推移表(詳細版)」等による。

図3 団体区別公務上死亡者数割合



(注) 図表中における構成比の数値は、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。以下の図表中において同じ。

表3 団体区別公務上死亡者数の推移(過去5年間) (人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
都道府県	17	16	25	14	24
指定都市	3	2	5	7	2
市・特別区	10	7	7	14	10
町村	2	2	4	7	4
一部事務組合等	2	10	3	4	4
合計	34	37	44	46	44

3 職員区分別公務上死亡者数の状況

令和3年度認定分の公務上死亡者数を職員区分別（職員区分の説明等については、43ページ参照）にみると、「その他の職員」の14人（31.8%）が最も多く、次いで「警察職員」の8人（18.2%）、「義務教育学校職員」の7人（15.9%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「警察職員」及び「電気・ガス・水道事業職員」がそれぞれ2人増、「義務教育学校職員」、「義務教育学校職員以外の教育職員」及び「清掃事業職員」がそれぞれ1人増となっており、このほかは減少している。

表4 職員区分別公務上死亡者数の推移（過去5年間）

(人)

職員区分	認定年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	前年度増減	構成比
義務教育学校職員	7	3	6	6	7	1	15.9%	
義務教育学校職員以外の教育職員	2	2	9	3	4	1	9.1%	
警察職員	5	9	4	6	8	2	18.2%	
消防職員	5	10	4	8	6	▲2	13.6%	
電気・ガス・水道事業職員	2	2	3	-	2	2	4.5%	
運輸事業職員	1	1	3	-	-	-	-	-
清掃事業職員	-	2	-	2	3	1	6.8%	
船員	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	12	8	15	21	14	▲7	31.8%	
合計	34	37	44	46	44	▲2	100.0%	

公務上死亡者44人の死亡原因を傷病区分別にみると、「疾病による死亡」の35人（79.5%）が最も多く、「負傷による死亡」は9人（20.5%）、「公務上の負傷又は疾病によらない死亡（以下「その他の死亡」という。）」は0人となっている。

図4 傷病区分別公務上死亡者数割合

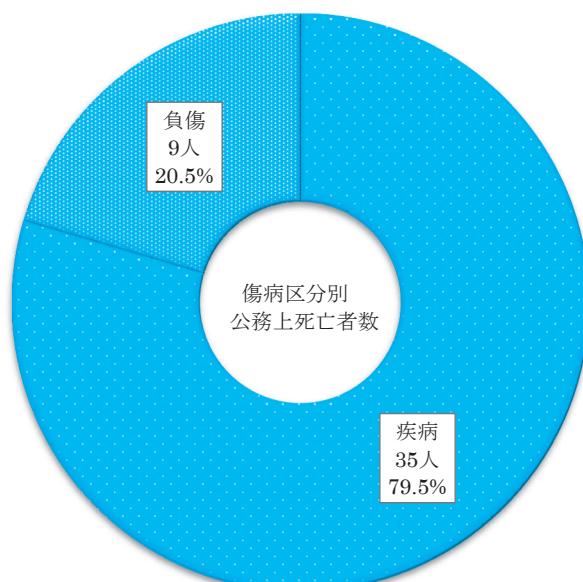


表5 職員区分別・傷病区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	傷病区分	負傷		疾病		その他の死亡		合計	
		構成比		構成比		構成比		構成比	
義務教育学校職員	-	-		7	20.0%	-	-	7	15.9%
義務教育学校職員以外の教育職員	2	22.2%		2	5.7%	-	-	4	9.1%
警察職員	4	44.4%		4	11.4%	-	-	8	18.2%
消防職員	1	11.1%		5	14.3%	-	-	6	13.6%
電気・ガス・水道事業職員	1	11.1%		1	2.9%	-	-	2	4.5%
運輸事業職員	-	-		-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	1	11.1%		2	5.7%	-	-	3	6.8%
船員	-	-		-	-	-	-	-	-
その他の職員	-	-		14	40.0%	-	-	14	31.8%
合計	9	100.0%		35	100.0%	-	-	44	100.0%

負傷による公務上死亡者9人の職員区分の内訳をみると、「警察職員」の4人(44.4%)が最も多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」の2人(22.2%)、「消防職員」、「電気・ガス・水道事業職員」及び「清掃事業職員」のそれぞれ1人(11.1%)の順であった。

次に、疾病による公務上死亡者35人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」の14人(40.0%)が最も多く、次いで「義務教育学校職員」の7人(20.0%)、「消防職員」の5人(14.3%)、「警察職員」の4人(11.4%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」及び「清掃事業職員」のそれぞれ2人(5.7%)、「電気・ガス・水道事業職員」の1人(2.9%)の順であった。

なお、その他の死亡による公務上死亡者は0人であった。

(第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死亡者数」参照)

4 年齢階層別公務上死者数の状況

令和3年度認定分の公務上死者数を災害発生時の年齢階層別にみると、50歳台が14人（31.8%）で最も多く、次いで40歳台及び60歳以上がそれぞれ8人（18.2%）、20歳台及び30歳台がそれぞれ7人（15.9%）となっており、19歳以下は0人であった。

表6 年齢階層別・傷病区分別公務上死者数 (人)

年齢階層	傷病区分	負傷		疾病		その他の死亡		合計	
		構成比		構成比		構成比		構成比	
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	1	11.1%	6	17.1%	-	-	-	7	15.9%
30～39歳	3	33.3%	4	11.4%	-	-	-	7	15.9%
40～49歳	2	22.2%	6	17.1%	-	-	-	8	18.2%
50～59歳	2	22.2%	12	34.3%	-	-	-	14	31.8%
60歳以上	1	11.1%	7	20.0%	-	-	-	8	18.2%
合 計	9	100.0%	35	100.0%	-	-	-	44	100.0%

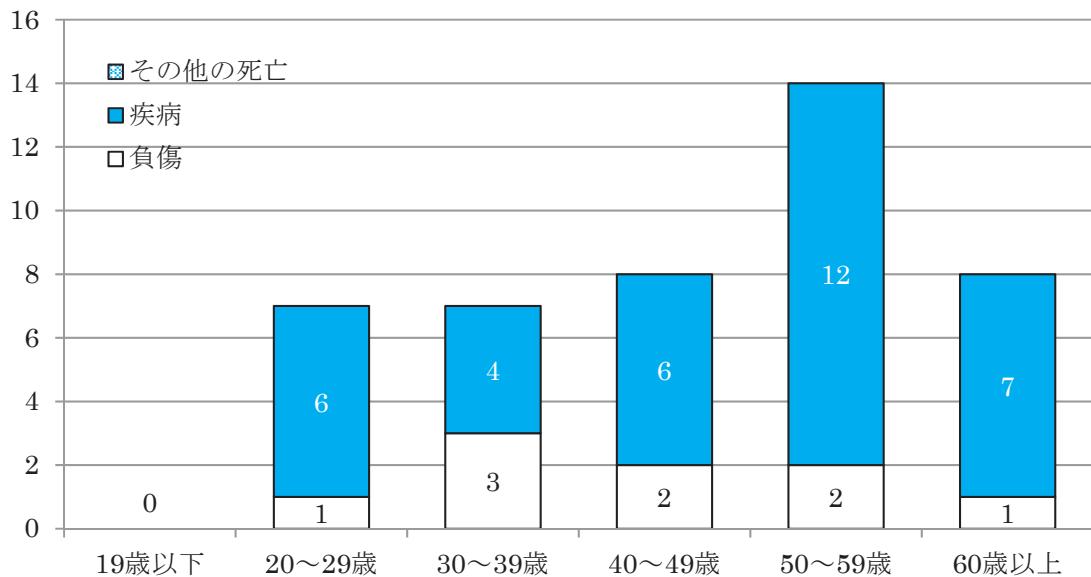
死亡原因を年齢階層別にみると、「負傷による死亡」では、30歳台の3人（33.3%）が最も多く、次いで40歳台及び50歳台のそれぞれ2人（22.2%）、20歳台及び60歳以上のそれぞれ1人（11.1%）の順であった。

次に、「疾病による死亡」では、50歳台の12人（34.3%）が最も多く、次いで60歳以上の7人（20.0%）、20歳台及び40歳台のそれぞれ6人（17.1%）、30歳台の4人（11.4%）の順であった。

なお、「その他の死亡」は0人であった。

(第3 統計表 第4表「年齢階層別・職員区分別公務上死者数」参照)

図5 年齢階層別・傷病区分別公務上死者数 (人)



5 事故の型別公務上死亡者数の状況

令和3年度認定分の公務上死亡者数を事故の型別（事故の型の説明等については、43～44ページを参照）にみると、「その他」の27人（61.4%）が最も多く、次いで「墜落・転落」の6人（13.6%）、「有害物等との接触」の5人（11.4%）、「激突」及び「交通事故」のそれぞれ2人（4.5%）などの順となっている。

なお、「墜落・転落」による公務上死亡者6人の職員区分の内訳をみると、「義務教育学校職員以外の教育職員」及び「消防職員」がそれぞれ2人（33.3%）、「電気・ガス・水道事業職員」及び「清掃事業職員」がそれぞれ1人（16.7%）であった。

（第3 統計表 第5表「事故の型別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

表7 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数（上位のみ・「その他」を除く）（人）

事故の型	合計	職員区分	内訳
墜 落 ・ 転 落	6	義務教育学校職員以外の教育職員	2
		消 防 職 員	2
		電 气 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1
		清 掃 事 業 職 員	1
有害物等との接触	5	そ の 他 の 職 員	3
		消 防 職 員	1
		電 气 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1
激 突	2	警 察 職 員	2
交 通 事 故	2	警 察 職 員	2

図6 事故の型別公務上死亡者数割合

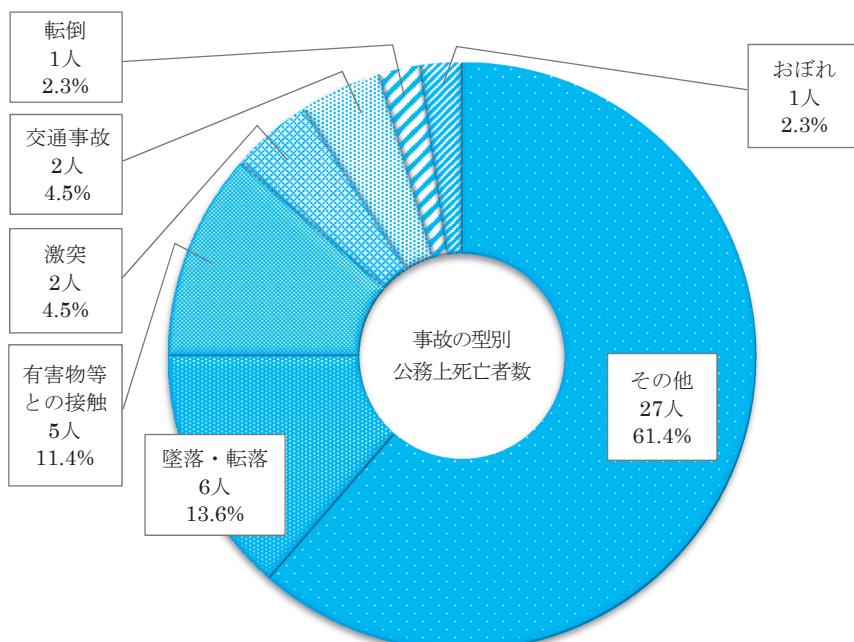


表8 事故の型別公務上死亡者数の推移（過去5年間）

(人)

事故の型	認定年度	平成	平成	令和	令和	令和	合計	構成比
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
墜落・転落		7	11	9	5	6	38	18.5%
転倒		-	1	-	-	1	2	1.0%
激突		1	-	-	-	2	3	1.5%
はさまれ・巻き込まれ		1	-	-	-	-	1	0.5%
おぼれ		2	-	1	1	1	5	2.4%
高温・低温の物との接触		1	1	-	-	-	2	1.0%
有害物等との接触		3	2	5	3	5	18	8.8%
火災		1	2	-	4	-	7	3.4%
交通事故		2	7	2	4	2	17	8.3%
故意の加害行為		-	2	1	-	-	3	1.5%
その他の		16	11	26	29	27	109	53.2%
合計		34	37	44	46	44	205	100.0%

過去5年間の公務上死亡者数の合計を事故の型別にみると、「その他」を除くと「墜落・転落」の38人（18.5%）が最も多く、次いで「有害物等との接触」の18人（8.8%）、「交通事故」の17人（8.3%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「激突」及び「有害物等との接触」がそれぞれ2人増、「墜落・転落」及び「転倒」がそれぞれ1人増となっており、このほかは同数又は減少であった。

6 起因物別公務上死亡者数の状況

令和3年度認定分の公務上死亡者数を起因物別（起因物の説明等については45～47ページ参照）にみると、「その他の起因物」が20人（45.5%）で最も多く、次いで「起因物なし」の8人（18.2%）、「物質等」の7人（15.9%）などの順となっている。

（第3 統計表 第6表「起因物別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

図7 起因物別公務上死亡者数割合

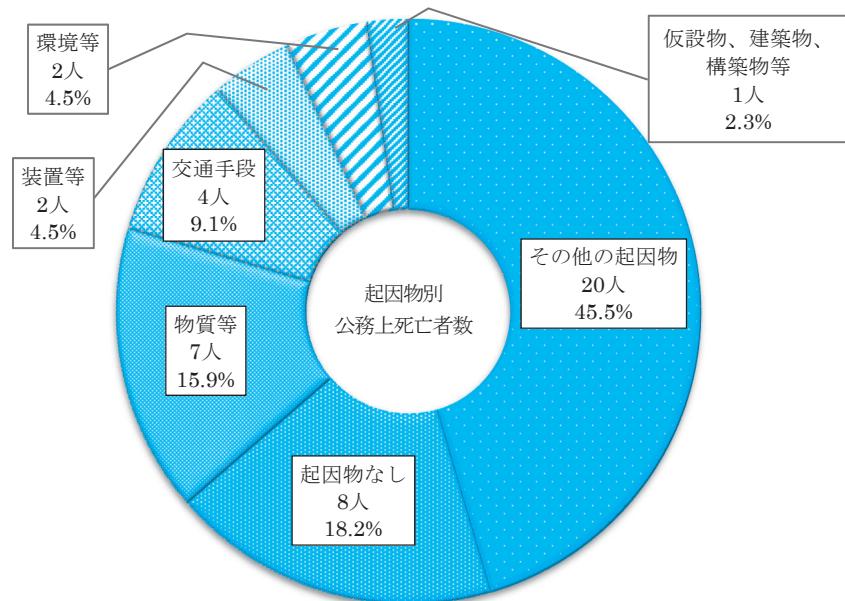


表9 起因物別公務上死亡者数の推移（過去5年間） (人)

起因物	認定年度						合計	構成比
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
交通手段	3	6	1	4	4	18	8.8%	
装置等	1	3	-	1	2	7	3.4%	
仮設物、建築物、構築物等	3	-	6	-	1	10	4.9%	
物質等	3	5	6	5	7	26	12.7%	
環境等	6	7	4	6	2	25	12.2%	
人間	-	3	1	2	-	6	2.9%	
その他の起因物	8	10	15	10	20	63	30.7%	
起因物なし	10	3	11	18	8	50	24.4%	
合計	34	37	44	46	44	205	100.0%	

過去5年間の公務上死者数の合計を起因物別にみると、「その他の起因物」の63人(30.7%)が最も多く、次いで「起因物なし」の50人(24.4%)、「物質等」の26人(12.7%)、「環境等」の25人(12.2%)などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「その他の起因物」が10人増、「物質等」が2人増、「装置等」及び「仮設物、建築物、構築物等」がそれぞれ1人増で、このほかは同数又は減少であった。

7 認定事由別公務上死亡者数の状況

令和3年度認定分の公務上死亡者数を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」が8人（18.2%）で最も多く、次いで「訓練中」が1人（2.3%）の順となっている。

次に、疾病については、「精神疾患」が15人（34.1%）で最も多く、次いで「職業病」の10人（22.7%）、「心疾患」の7人（15.9%）などの順となっている。

(第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死亡者数」参照)

表10 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

認定事由		合 計	構成比	職員区分	内 訳			
負 傷	自己の職務遂行中				構成比			
	義務教育学校職員以外の教育職員			2	4.5%			
	警察察職員			4	9.1%			
	電気・ガス・水道事業職員			1	2.3%			
	訓練中	1	2.3%	清掃事業職員	1	2.3%		
				消防職員	1	2.3%		
	小計	9	20.5%	—	9	20.5%		
疾 病	公務上の負傷による疾病	2	4.5%	義務教育学校職員	1	2.3%		
				消防職員	1	2.3%		
	職業病	10	22.7%	警察察職員	1	2.3%		
				消防職員	2	4.5%		
				電気・ガス・水道事業職員	1	2.3%		
				清掃事業職員	1	2.3%		
				その他の職員	5	11.4%		
	心疾患	7	15.9%	義務教育学校職員	4	9.1%		
				義務教育学校職員以外の教育職員	1	2.3%		
				消防職員	1	2.3%		
				清掃事業職員	1	2.3%		
	精神疾患	15	34.1%	義務教育学校職員	2	4.5%		
				義務教育学校職員以外の教育職員	1	2.3%		
				警察察職員	2	4.5%		
				消防職員	1	2.3%		
				その他の職員	9	20.5%		
	その他	1	2.3%	警察察職員	1	2.3%		
	小計	35	79.5%	—	35	79.5%		
合 計		44	100%	—	44	100%		

図8 認定事由別公務上死亡者数割合（負傷）

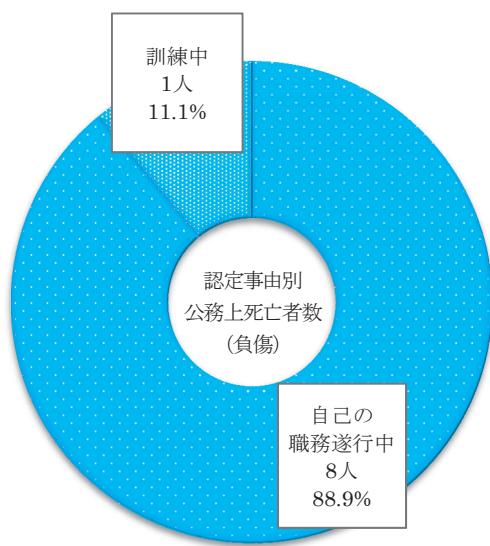


図9 認定事由別公務上死亡者数割合（疾病）

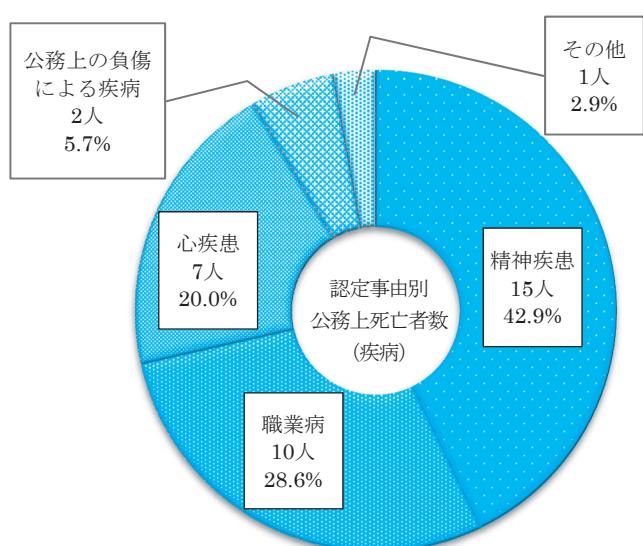


表11 認定事由別公務上死者数の推移(過去5年間)

(人)

認定事由	認定年度	平成	平成	令和	令和	令和	合計	構成比	
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			
負傷	自己の職務遂行中	7	13	5	7	8	40	19.5%	
	訓練中	-	-	-	-	1	1	0.5%	
	担当外の職務遂行中	-	1	-	-	-	1	0.5%	
	出張中又は赴任途上	3	1	1	2	-	7	3.4%	
	出退勤途上(公務上のもの)	-	1	2	1	-	4	2.0%	
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	1	-	-	1	0.5%	
	小計	10	16	9	10	9	54	26.3%	
疾病	公務上の負傷による疾病	-	-	-	1	2	3	1.5%	
	職業病	1	1	2	6	10	20	9.8%	
	脳疾患	2	3	2	4	-	11	5.4%	
	心疾患	3	2	8	5	7	25	12.2%	
	精神疾患	12	2	17	17	15	63	30.7%	
	その他公務起因性の明らかな疾病	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	2	-	2	-	-	4	2.0%
	その他	-	3	3	-	1	7	3.4%	
小計		20	11	34	33	35	133	64.9%	
その他の死亡		4	10	1	3	-	18	8.8%	
合計		34	37	44	46	44	205	100.0%	

過去5年間の公務上死者数の合計を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」の40人(19.5%)が最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」の7人(3.4%)、「出退勤途上(公務上のもの)」の4人(2.0%)などの順となっている。

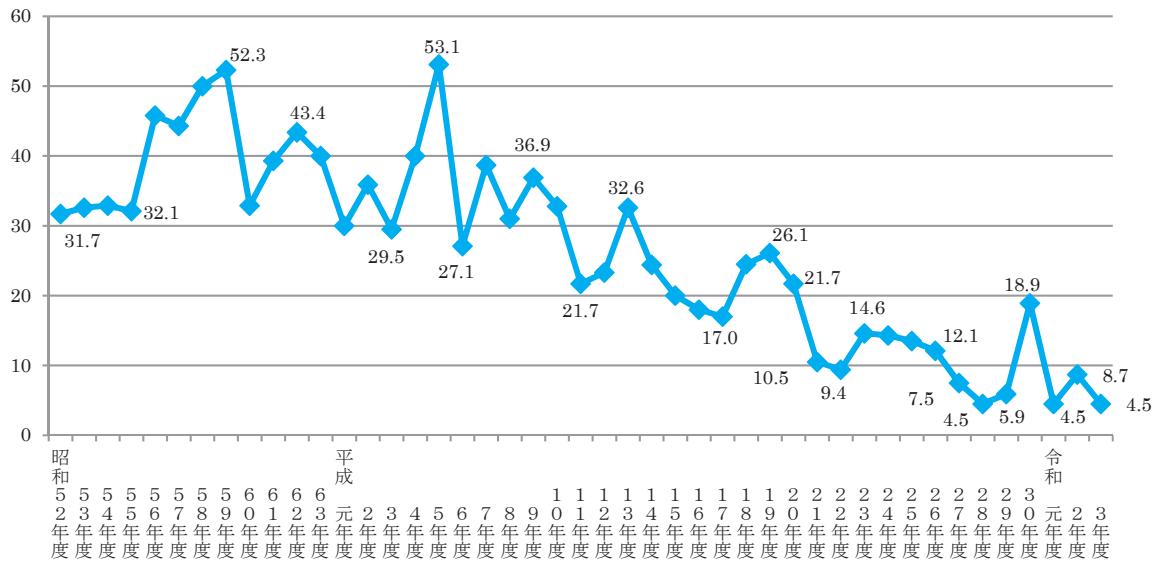
次に、疾病については、「精神疾患」の63人(30.7%)が最も多く、次いで「心疾患」の25人(12.2%)、「職業病」の20人(9.8%)、「脳疾患」の11人(5.4%)などの順となっている。

また、前年度と比較すると、負傷については、「自己の職務遂行中」と「訓練中」がそれぞれ1人増で、このほかは減少であった。疾病については、「職業病」が4人増、「心疾患」が2人増、「公務上の負傷による疾病」及び「その他」がそれぞれ1人増で、このほかは減少であった。

8 交通事故による公務上死亡災害の状況

東日本大震災に起因する事案を除く交通事故による公務上死亡者数の全体に占める割合は、昭和50年代から30～50%台で推移していたが、平成5年度の53.1%をピークにその後多少の増減はあるものの減少傾向にある。

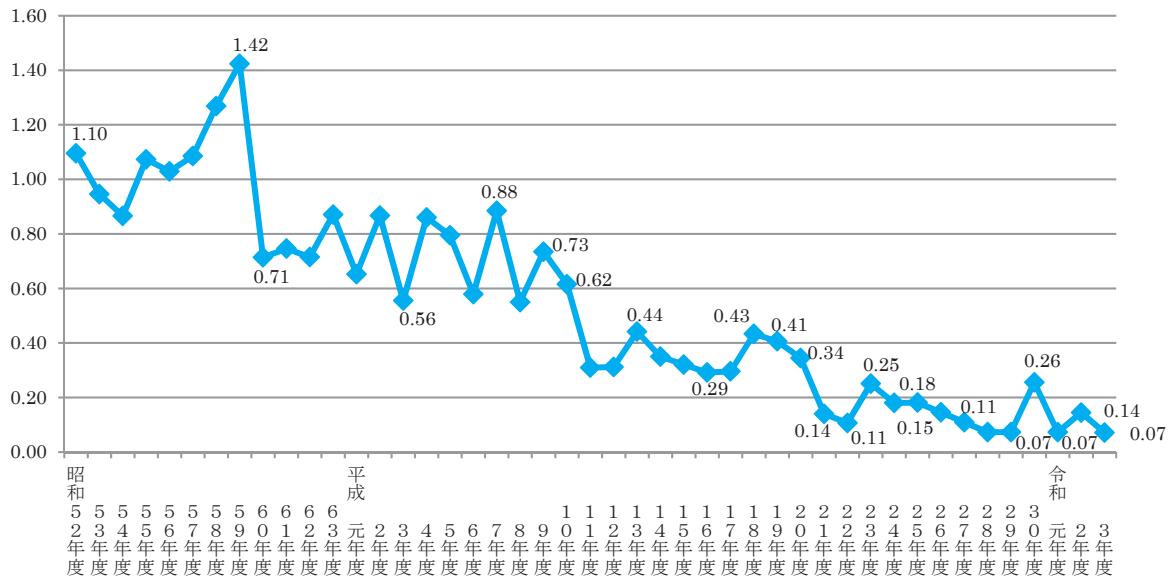
図10 交通事故による公務上死亡者数割合の推移 (%)



職員10万人当たりの交通事故による公務災害死亡率は、昭和59年度の1.42人をピークにして、その後多少の増減はあるものの減少傾向にある。

(第3 統計表 第8表「交通事故による公務上死亡者数」参照)

図11 交通事故による公務上死亡者数10万人率の推移 (人)



令和3年度の交通事故による公務上死者者2人を職員区分別にみると、「警察職員」の2人となっている。

次に、勤務態様別では「出張中」及び「その他」がそれぞれ1人となっている。

(第3 統計表 第9表「職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数」参照)

図12 職員区分別交通事故による死亡者数割合

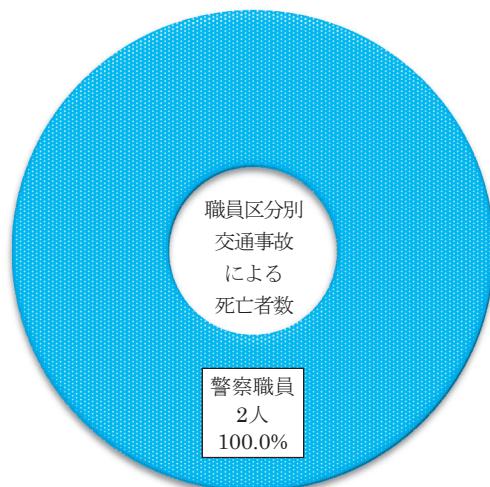
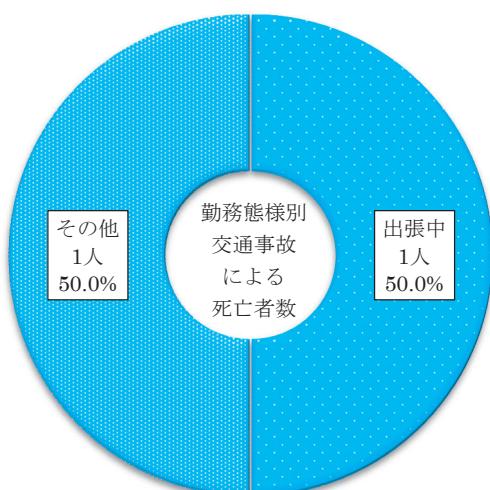


図13 勤務態様別交通事故による死亡者数割合



9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況

令和3年度中に認定された公務上死亡災害のうち、地方公務員災害補償法第46条に規定する特殊公務災害（注）に該当する事例は「消防職員」の1人であった。

表12 特殊公務災害に該当した公務上死者数の推移（過去5年間）(人)

職員区分\認定年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	合計
警察職員	-	4	-	1	-	5
消防職員	-	-	-	-	1	1
合計	-	4	-	1	1	6

(注) 地方公務員災害補償法第46条 警察職員、消防職員その他の職務内容の特殊な職員で政令で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合（以下略）

第2 公務上死亡災害発生事例

凡　　例

1 本資料の掲載事例は、令和3年度に認定された公務上の負傷等による死亡災害の具体的な発生状況について記述したものであり、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用されることを目的としている。

なお、事例の内容については、地方公務員災害補償基金支部から提供された資料を基に、重複事例等を除き適宜加筆・修正している。

2 事例は「交通事故による死亡事例」及び「その他の死亡事例」に分類し、さらに後者は「過重労働による被災」、「石綿ばく露による被災」及び「その他の被災」に分類している。

3 事例番号とそれに続く見出しの次に以下の項目を掲げている。

(1) 被災職員の所属地方公共団体の区分

地方公共団体は、「都道府県」、「市町村等」及び「一部事務組合等」の区分により表示している。なお、市区町村立学校の県費負担教職員は、都道府県の職員として扱っている。

(2) 職員の区分

職員区分の説明等については43ページ参照。

(3) 死亡年齢

(4) 災害発生年月

(5) 傷病名

複数の傷病名がある場合においては、原則として傷病名の全部を記載することとし、死亡の有力な原因として傷病名の一部を特定できるときは、その一部の傷病名としている。

第2 公務上死亡災害発生事例

1 交通事故による死亡事例

【事例1】違反車両を追跡中、交差点で曲がりきれず民家のブロック塀に衝突した

【事例2】夜間出動時、高速道路で追越車線を走行していた普通乗用車に跳ねられた

2 その他の死亡事例

(1) 過重労働による被災

【事例3】自宅のソファーで就寝中、呼吸停止で搬送された

【事例4】業務による強度の精神的負荷により精神疾患を発症した

【事例5】新型コロナウイルス感染症対策に係る業務に従事し、連続勤務、残業が続いていた中、自宅で突然咳き込み緊急搬送された

【事例6】自身の職務のほか、退職した職員の代行業務を行っていたが、腰痛を訴え搬送された

【事例7】上司の厳しい指導や超過勤務による強度の精神的、肉体的負荷により精神疾患を発症した

(2) 石綿ばく露による被災

【事例8】多量の石綿建材が使用された建物内での消火活動等においてばく露

【事例9】石綿製品を建材に使用していた箇所の修理等に従事し石綿粉じんにばく露

【事例10】日常的に石綿を使用した水道管の切断作業や補修を行いばく露

(3) その他の被災

【事例11】出勤時、自家用車から降車したところ凍結路面で転倒し、後頭部を強打した

【事例12】防水工事の参考にするため屋上に上がっていたところ落下した

【事例13】蜂の駆除業務中、脚立から仰向けに落下し頭部を強打した

【事例14】後ろ向きではしごから降りている途中に足を踏み外して転落し搬送された

【事例15】熱中症対策をとりながらの業務中、倒れているところを発見され搬送された

1 交通事故による死亡事例

【事例 1】違反車両を追跡中、交差点で曲がりきれず民家のブロック塀に衝突した

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員
死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和3年11月
傷病名：下腹部打撲 腸間膜損傷 小腸壞死 敗血症性ショック

(概要)

被災職員は、同僚が運転するパトカーに同乗して勤務中、交通違反の二輪車を現認し緊急走行で追跡していたが、交差点で曲がりきれずに隣接していた民家のブロック塀に衝突。後日、敗血症性ショックにより死亡した。

(安全・衛生対策)

緊急走行時の遵守事項や中止基準を周知する教育や、助手席の役割及び勤務員間の連携を修得するための各種訓練を推進し、再発防止に努めている。

【事例 2】夜間出動時、高速道路で追越車線を走行していた普通乗用車に跳ねられた

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員
死亡年齢：30歳台 災害発生年月：令和3年5月
傷病名：出血性ショック

(概要)

被災職員は、夜間高速道路で交通事故発生の指令を受け出動したところ、道路照明がなく、降雨による湿潤路面でもあったため、二次事故防止の必要性を認め反対車線から中央分離帯を越えて移動し、事故車両後方で発煙筒を点火しようとした直後、追越車線を走行してきた普通自動車に跳ねられ、出血性ショックにより死亡した。

(安全・衛生対策)

高速道路交通警察隊では、各種マニュアル（隊員必携）の見直し、高速管制室や管理室との連携強化、新任隊員の推薦制度の運用、新任隊員の訓練・各種規制訓練の見直し等を行った。

2 他の死亡事例

(1) 過重労働による被災

【事例 3】自宅のソファーで就寝中、呼吸停止で搬送された

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員
死亡年齢：30歳台 災害発生年月：平成27年5月
傷病名：急性循環不全（疑）

(概要)

被災職員は、被災前4週間で計105時間30分、週当たりで25時間を超える時間外勤務をこなすなど過重な職務に従事していた。ある日、被災職員が自宅居間のソファーで横になって寝ていたので妻が起こそうとしたところ、息をしていなかつたため緊急搬送されたが、死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

各市町村教育委員会教育長等あて通知に「日頃から、心身の健康状態の維持、管理に努め、少しでも異変を感じたら、早めに信頼できる医師等に相談する。」等記載し、日頃から健康管理に十分留意するよう注意喚起を行った。

【事例4】業務による強度の精神的負荷により精神疾患を発症した

団体区分：都道府県

職員の区分：その他の職員

死亡年齢：50歳台

災害発生年月：令和2年3月

傷病名：失血死

(概要)

被災職員は自身が所属長を務める課の所管する予算に計上漏れがあったことから、責任者として事態の收拾に当たっていたが、短期間での対応策の立案、関係各所への説明等に長時間従事したことで強度の精神的負荷を受け精神疾患を発症し、自殺した。

(安全・衛生対策)

ストレス相談・メンタルヘルス相談窓口を設置し、職員に周知している。

【事例5】新型コロナウイルス感染症対策に係る業務に従事し、連続勤務、残業が続いていた中、自宅で突然咳き込み緊急搬送された

団体区分：都道府県

職員の区分：その他の職員

死亡年齢：40歳台

災害発生年月：令和3年5月

傷病名：急性呼吸不全 重症肺炎 肺水腫 急性心不全（呼吸）

(概要)

被災職員は、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務に従事するため、現所属と当該業務の兼務となった。事務処理のため連続勤務や休日出勤を行い、残業も続けていたところ、自宅で就寝中に突然咳き込み、意識が消失したため緊急搬送されたが死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

- ・機動的人員配置や兼務により新型コロナウイルス感染症対策に係る業務に当たる職員を確保し、民間委託も活用して業務を平準化した。
- ・タイムカード機能を利用し、職員の勤務時間の実態把握と管理を行った。
- ・一定時間以上の超過勤務を行った職員に対して、健康相談を受診させた。

【事例6】自身の職務のほか、退職した職員の代行業務を行っていたが、腰痛を訴え搬送された

団体区分：都道府県

職員の区分：義務教育学校職員

死亡年齢：50歳台

災害発生年月：令和元年12月

傷病名：腹部大動脈瘤破裂

(概要)

被災職員は自身の業務に加え、退職した職員の代わりに学級担任業務や休日の地域のイベント、研究会へ参加をしていたところ、腹部大動脈瘤破裂による腰痛を発症し、一時回復したものの再度痛みを訴えたため病院へ緊急搬送されたが死亡した。

(安全・衛生対策)

- ・子どもの生活や学習の様子について、全職員で情報交換をし、必要に応じて外部機関との連携を図るようにしている。
- ・特に経験の少ない教諭や教師に対して、通常から指導支援に多くの教諭が関わる体制づくりを心がける。

【事例7】上司の厳しい指導や超過勤務による強度の精神的、肉体的負荷により精神疾患を発症した

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員
死亡年齢：20歳台 災害発生年月：令和元年9月
傷病名：低酸素脳症

(概要)

被災職員は新規採用職員として配属され、着任当初より厳しい指導や一月当たり120時間を超える超過勤務を余儀なくされるなど、強度の精神的・肉体的負荷を受けたことで精神疾患を発症し、縊死した。

(安全・衛生対策)

勤怠管理システムの導入や担任の持ちコマ数の削減、定時退校日の設定等、超過勤務削減に取り組むとともに、メンタリング研修の実施、スクールカウンセラーや指導主事等の派遣、ストレスチェックの実施等を行っている。

(2) 石綿ばく露による被災

【事例8】多量の石綿建材が使用された建物内での消火活動等においてばく露

団体区分：一部事務組合等 職員の区分：消防職員
死亡年齢：70歳台 災害発生年月：平成23年3月
傷病名：悪性胸膜中皮腫 左悪性胸膜中皮腫

(概要)

被災職員は、消防吏員として勤務していた時期に、多量の石綿建材が建物等に使用されていた現場で、消火活動、火災原因調査、予防査察等を行っていた際に石綿にばく露し、「悪性胸膜中皮腫」、「左悪性胸膜中皮腫」に罹患し、死亡した。

(安全・衛生対策)

毎年、健康診断を実施している。現在は、防護マスクの着用を徹底している。

【事例9】石綿製品を建材に使用していた箇所の修理等に従事し石綿粉じんにばく露

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：80歳台 災害発生年月：平成30年12月
傷病名：胸膜中皮腫

(概要)

被災職員は、業務技師として45年間、学校、公営住宅等の石綿を使用していた市営建築物の營繕作業にマスク等を使用せず従事していた。退職後、平成30年に胸の痛みを感じ受診したところ悪性中皮腫と診断された。外来治療を経て入院治療を開始したが、令和元年12月に急変し死亡した。

(安全・衛生対策)

全ての施設について、石綿使用箇所の点検や室内環境測定を実施した上で、囲い込み等の処理を行い適切に維持管理している。

【事例10】日常的に石綿を使用した水道管の切断作業や補修を行いばく露

団体区分：市町村等
死亡年齢：70歳台

職員の区分：その他の職員
災害発生年月：令和2年12月

傷病名：悪性胸膜中皮腫

(概要)

被災職員は、17年間技師として水道事務所に勤務し、水道管の補修、改良等の作業を行っており、その際、石綿を吸引していた。令和2年12月頃より左胸部痛があり内科を受診。その後、悪性中皮腫と診断を受けたもの。

(安全・衛生対策)

石綿セメント管を使用した水道管は町内から全て撤去されており、適切に維持管理を行っている。

(3) その他の被災

【事例11】出勤時、自家用車から降車したところ凍結路面で転倒し、後頭部を強打した

団体区分：都道府県

職員の区分：義務教育学校職員

死亡年齢：50歳台

災害発生年月：令和2年12月

傷病名：右急性硬膜下血腫 急性心不全

(概要)

被災職員は自校職員駐車場にて出勤のため自家用車から降車したところ、凍結路面に足を滑らせて転倒、後頭部を強打し、搬送先の病院で突然けいれんを起こし死亡した。

(安全・衛生対策)

各市町村教育委員会教育長等あて通知に「特に冬道歩行の際、厚手の帽子をかぶる、両手がふさがらないように心がけるなど、万が一転倒した際の備えを怠らないようにする。」等と記載し、冬季の安全確保のため注意喚起を行った。

【事例12】防水工事の参考にするため屋上に上がっていたところ落下した

団体区分：一部事務組合等

職員の区分：清掃事業職員

死亡年齢：40歳台

災害発生年月：令和元年7月

傷病名：転落死

(概要)

被災職員は新年度施工計画にあるごみ処理施設屋上防水工事の参考のため、過去施工した別の屋上を確認していた。委託職員が、何か落ちた音を聞き確認したところ被災職員が倒れている状態で発見され、救急車で搬送されたが死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

屋上で作業する際は事前報告及び2人以上の作業を義務付けている。また、業務以外の屋上への立入りを禁止し、その旨張り紙で注意喚起している。

【事例 1 3】蜂の駆除業務中、脚立から仰向けに落下し頭部を強打した

団体区分：市町村等 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和3年10月
傷病名：右急性硬膜下血腫 右側頭骨骨折

(概要)

被災職員は、蜂の駆除要請があったため出張の上駆除作業に当たっていた。脚立を使用し、高枝剪定ばさみで蜂の巣を切り落としたところ、脚立から仰向けに落下しタイル舗装地面に頭部を強打した。緊急搬送されたものの6日後死亡した。

(安全・衛生対策)

災害発生以後、蜂の駆除については外部委託を基本として対応していく。

【事例 1 4】後ろ向きではしごから降りている途中に足を踏み外して転落し搬送された

団体区分：市町村等 職員の区分：電気・ガス・水道事業職員
死亡年齢：60歳台 災害発生年月：令和2年10月
傷病名：左腸骨翼骨折 肺血栓塞栓症

(概要)

被災職員は、上下水道局敷地内の屋外碎石置き場コンクリート埠の上に積もった砂利の清掃後、後ろ向きではしごから降りている途中に足を踏み外して1.5メートルの高さから転落し、搬送され入院したが肺血栓塞栓症により容態が悪化し死亡した。

(安全・衛生対策)

はしご・脚立使用時について、①ヘルメットを正しく着用する（あご紐を締める）、②2人以上で作業する、といったルールを確認・徹底した。

【事例 1 5】熱中症対策をとりながらの業務中、倒れているところを発見され搬送された

団体区分：市町村等 職員の区分：清掃事業職員
死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和2年8月
傷病名：急性心臓死

(概要)

被災職員は、被災当日施設の日常点検や清掃等作業を行っていた。午前10時頃スポーツ飲料を飲み、塩タブレット（熱中症対策）を食べて休憩している姿を他の職員が確認していたが、昼前になっても作業に戻らず姿が見当たらなかったため捜索したところ、施設2階トイレで倒れているところを発見され、救急搬送されたが死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

作業を開始する前、休憩中、作業終了後等、職員相互で声を掛け合う等を行い、相互で健康状態を確認するようにした。その中で、問題があれば管理職へ報告するよう指導し、職員の健康管理に努めている。

第3 統 計 表

第3 統計表

(令和3年度認定分)

第1表	公務上死亡災害発生状況の推移	32
第2表	支部別・団体区分別公務上死亡者数	33
第3表	職員区分別・団体区分別公務上死亡者数	34
第4表	年齢階層別・職員区分別公務上死亡者数	34
第5表	事故の型別・職員区分別公務上死亡者数	35
第6表	起因物別・職員区分別公務上死亡者数	36
第7表	認定事由別・職員区分別公務上死亡者数	37
第8表	交通事故による公務上死亡者数	38
第9表	職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数	39
第10表	傷病部位別・職員区分別公務上死亡者数	39
第11表	傷病発生場所別・傷病区分別公務上死亡者数	39
第12表	職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数	40
第13表	事故の型別・起因物別公務上死亡者数	40

第1表 公務上死亡災害発生状況の推移

	一般職職員数（人） (4月1日現在) (A)	公務上死者数（人） (B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) ÷ (A) ×100,000	公務災害 認定件数(件)
発生年度				
昭和48年	2,744,959	159	5.79	33,076
49年	2,857,336	153	5.35	32,312
50年	2,940,066	137	4.66	31,609
51年	2,968,675	122	4.11	32,016
52年	3,012,304	104	3.45	32,227
53年	3,065,674	89	2.90	32,210
54年	3,118,275	82	2.63	32,532
55年	3,167,744	106	3.35	31,986
56年	3,205,718	72	2.25	32,332
57年	3,224,815	79	2.45	32,092
58年	3,231,650	82	2.54	31,603
59年	3,230,740	88	2.72	31,106
60年	3,222,019	70	2.17	32,603
61年	3,217,016	61	1.90	31,293
62年	3,216,930	53	1.65	31,493
認定期度				
平成元年	3,215,470	70	2.18	28,582
2年	3,218,752	70	2.17	28,273
3年	3,228,318	78	2.42	27,804
4年	3,241,911	61	1.88	28,421
5年	3,254,291	70	2.15	27,869
6年	3,270,841	49	1.50	27,604
7年	3,282,492	70	2.13	27,128
8年	3,278,332	75	2.29	27,852
9年	3,274,481	58	1.77	27,734
10年	3,267,118	65	1.99	27,986
11年	3,249,494	61	1.88	28,223
12年	3,232,153	46	1.42	27,754
13年	3,204,292	43	1.34	28,287
14年	3,171,532	43	1.36	28,922
15年	3,144,323	45	1.43	28,501
16年	3,117,004	50	1.60	29,205
17年	3,083,597	50	1.62	28,849
18年	3,042,122	53	1.74	28,387
19年	3,001,475	53	1.77	28,195
20年	2,954,712	46	1.56	27,346
21年	2,902,843	46	1.58	26,525
22年	2,858,654	38	1.33	25,256
23年	2,818,455	32	1.14	25,186
24年	2,792,448	314	11.24	25,714
25年	2,774,250	51	1.84	25,507
26年	2,757,942	38	1.38	25,542
27年	2,745,644	35	1.27	25,312
28年	2,740,082	41	1.50	24,833
29年	2,739,041	45	1.64	25,358
30年	2,744,438	35	1.28	26,211
令和元年	2,738,755	37	1.35	26,517
2年	2,742,638	44	1.60	26,390
3年	2,764,094	46	1.66	24,440
	2,802,762	44	1.57	25,590

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死者数、昭和63年度からは認定期度による死者数である。

(注2) 公務上死者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務災害（死亡）発生状況調査結果の概要」（昭和53年3月）、同「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

(注3) 平成23年度以降の公務上死者数には東日本大震災起因のものを含む。

(注4) 一般職職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む。）。

(注5) 公務災害死亡率（10万人当たり・人）は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第2表 支部別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

団体区分 支部	都道府県	市・特別区 (指定都市を含む)	町村	一部事務組合等	合計
北	海道	4	1	-	8 (0)
青	森	-	-	-	- (0)
岩	手	2	-	1	3 (0)
宮	城	1	-	-	1 (0)
秋	田	1	-	-	1 (0)
山	形	-	1	-	1 (0)
福	島	-	-	2	- (0)
茨	城	-	-	-	2 (0)
栃	木	-	-	-	- (0)
群	馬	-	-	-	2 (0)
埼	玉	1	-	-	- (0)
千	葉	-	-	-	3 (0)
東	京	2	-	-	- (0)
神	川	1	-	-	2 (0)
新	湯	-	-	-	1 (0)
富	山	1	-	-	- (0)
石	川	-	-	-	2 (0)
福	井	2	-	-	- (0)
山	梨	-	-	-	1 (0)
長	野	1	-	-	- (0)
岐	阜	-	-	-	1 (0)
静	岡	-	-	-	- (0)
愛	知	-	-	-	- (0)
三	重	-	-	-	- (0)
滋	賀	-	-	-	2 (0)
京	都	-	-	-	- (0)
大	阪	-	-	-	1 (0)
兵	庫	1	-	-	- (0)
奈	良	-	-	-	1 (0)
和	山	1	-	-	- (0)
鳥	島	-	-	-	1 (0)
岡	岡	-	-	-	- (0)
広	広	-	-	-	1 (0)
山	山	-	-	-	- (0)
徳	徳	-	-	-	1 (0)
香	香	-	-	-	- (0)
愛	愛	-	-	-	1 (0)
高	高	-	-	-	- (0)
福	福	-	-	-	1 (0)
佐	佐	-	-	-	- (0)
長	長	-	-	-	1 (0)
熊	熊	-	-	-	- (0)
大	宮	-	-	-	1 (0)
鹿	鹿	-	-	-	- (0)
沖	沖	-	-	-	- (0)
札	幌	-	-	-	- (0)
仙	台	-	-	-	- (0)
さ	た	-	-	-	- (0)
千	葉	-	-	-	- (0)
横	浜	-	-	-	- (0)
川	崎	-	-	-	- (0)
相	原	-	-	-	- (0)
新	原	-	-	-	- (0)
静	屋	-	-	-	- (0)
浜	屋	-	-	-	- (0)
名	都	-	-	-	- (0)
京	阪	-	-	-	1 (0)
大	阪	-	-	-	- (0)
堺	戸	1	-	-	1 (0)
神	山	-	-	-	- (0)
岡	島	-	-	-	- (0)
広	州	-	-	-	- (0)
北	岡	-	-	-	- (0)
福	本	-	-	-	- (0)
熊	本	-	-	-	- (0)
総	計	24 (0)	12 (0)	4 (0)	44 (0)

(注) () 内の数字は女性で、内数である。

第3表 職員区分別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	団体区分	都道府県	指定都市	市・特別区	町村	一部事務組合等	合計
義務教育学校職員	学校職員	7	-	-	-	-	7
義務教育学校職員以外の教育職員		2	1	1	-	-	4
警察職員	警察職員	8	-	-	-	-	8
消防職員	消防職員	1	1	1	-	3	6
電気・ガス・水道事業職員	事業職員	1	-	1	-	-	2
運輸事業職員	事業職員	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	事業職員	-	-	2	-	1	3
船員	職員	-	-	-	-	-	-
その他の職員		5	-	5	4	-	14
合計		24	2	10	4	4	44
構成比		54.5%	4.5%	22.7%	9.1%	9.1%	100.0%

第4表 年齢階層別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

年齢階層	職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他職員	合計
19歳以下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳		1	-	1	1	-	-	-	-	4	7
30～39歳		1	1	3	1	-	-	-	-	1	7
40～49歳		1	1	1	1	-	-	1	-	3	8
50～59歳		4	2	3	2	-	-	1	-	2	14
60歳以上		-	-	-	1	2	-	1	-	4	8
合計		7	4	8	6	2	-	3	-	14	44

第5表 事故の型別・職員区分別公務上死者者数

(人)

事故の型	職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
墜 落 ・ 転 落	-	-	2	-	2	1	-	1	-	-	6	13.6%
転 倒	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.3%
激 突	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	4.5%
飛 来 ・ 落 下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
崩 壊 ・ 倒 壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激 突 さ れ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
切 れ ・ こ す れ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
踏 み 抜 き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
お ぼ れ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.3%
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有害物等との接触	-	-	-	-	1	1	-	-	-	3	5	11.4%
感 電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆 発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破 裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火 災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交 通 事 故	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	4.5%
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
故 意 の 加 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚 染 血 液 に よ る 事 故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	6	2	4	3	-	-	2	-	10	27	61.4%	
合 計	7	4	8	6	2	-	3	-	14	44	100.0%	

第6表 起因物別・職員区分別公務上死者数

(人)

職員区分		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
起因物												
動力機械	建設用等機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	動力クレーン等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の動力機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通手段	乗用車	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	6.8%
	バス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉄道車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	バイク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自転車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	トラック等	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.3%
その他の交通手段		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	4	-	-	-	-	-	-	4	9.1%	
注射針等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
装置等	装置、設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人力機械工具等	-	1	-	-	1	-	-	-	-	2	4.5%
	小計	-	1	-	-	1	-	-	-	-	2	4.5%
仮設物、建築物、構築物等		-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2.3%
物質等	危険物・有害物等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	材料	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.3%
	荷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	石綿	-	-	-	1	1	-	-	-	4	6	13.6%
	小計	-	-	1	1	1	-	-	-	4	7	15.9%
環境等	地山・岩石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	立木等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	異常環境等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高温・低温環境等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	動物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	風雪	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	4.5%
その他の		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	4.5%	
人間		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の起因物		5	3	3	2	-	-	1	-	6	20	45.5%
起因物なし		1	-	-	2	-	-	1	-	4	8	18.2%
合計		7	4	8	6	2	-	3	-	14	44	100.0%

第7表 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 認定事由		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
負傷	自己の職務遂行中	-	2	4	-	1	-	1	-	-	8	18.2%
	訓練中	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.3%
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	出退勤途上 (公務上のもの)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	レクリエーション参加中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	設備の不完全又は管理上の不注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	2	4	1	1	-	1	-	-	9	20.5%
疾病	公務上の負傷による疾病	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	4.5%
	職業病	-	-	1	2	1	-	1	-	5	10	22.7%
	脳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	心疾患	4	1	-	1	-	-	1	-	-	7	15.9%
	精神疾患	2	1	2	1	-	-	-	-	9	15	34.1%
	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	腰痛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	皮膚病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	眼疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.3%
小計		7	2	4	5	1	-	2	-	14	35	79.5%
その他死亡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		7	4	8	6	2	-	3	-	14	44	100.0%

(注) 「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第8表 交通事故による公務上死者数

	一般職職員数(人) (4月1日現在)(A)	交通事故による 公務上死者数 (人・構成比)(B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) ×100,000
発生年度			
昭和52年	3,012,304	33 (31.7%)	1.10
53年	3,065,674	29 (32.6%)	0.95
54年	3,118,275	27 (32.9%)	0.87
55年	3,167,744	34 (32.1%)	1.07
56年	3,205,718	33 (45.8%)	1.03
57年	3,224,815	35 (44.3%)	1.09
58年	3,231,650	41 (50.0%)	1.27
59年	3,230,740	46 (52.3%)	1.42
60年	3,222,019	23 (32.9%)	0.71
61年	3,217,016	24 (39.3%)	0.75
62年	3,216,930	23 (43.4%)	0.71
認定年度			
平成63年	3,215,470	28 (40.0%)	0.87
元年	3,218,752	21 (30.0%)	0.65
2年	3,228,318	28 (35.9%)	0.87
3年	3,241,911	18 (29.5%)	0.56
4年	3,254,291	28 (40.0%)	0.86
5年	3,270,841	26 (53.1%)	0.79
6年	3,282,492	19 (27.1%)	0.58
7年	3,278,332	29 (38.7%)	0.88
8年	3,274,481	18 (31.0%)	0.55
9年	3,267,118	24 (36.9%)	0.73
10年	3,249,494	20 (32.8%)	0.62
11年	3,232,153	10 (21.7%)	0.31
12年	3,204,292	10 (23.3%)	0.31
13年	3,171,532	14 (32.6%)	0.44
14年	3,144,323	11 (24.4%)	0.35
15年	3,117,004	10 (20.0%)	0.32
16年	3,083,597	9 (18.0%)	0.29
17年	3,042,122	9 (17.0%)	0.30
18年	3,001,475	13 (24.5%)	0.43
19年	2,954,712	12 (26.1%)	0.41
20年	2,902,843	10 (21.7%)	0.34
21年	2,858,654	4 (10.5%)	0.14
22年	2,818,455	3 (9.4%)	0.11
23年	2,792,448	8 (2.5%)	0.29
24年	2,774,250	5 (9.8%)	0.18
25年	2,757,942	5 (13.2%)	0.18
26年	2,745,644	4 (11.4%)	0.15
27年	2,740,082	3 (7.3%)	0.11
28年	2,739,041	2 (4.4%)	0.07
29年	2,744,438	2 (5.7%)	0.07
30年	2,738,755	7 (18.9%)	0.26
令和元年	2,742,638	2 (4.5%)	0.07
2年	2,764,094	4 (8.7%)	0.14
3年	2,802,762	2 (4.5%)	0.07

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死者数、昭和63年度からは認定年度による死者数である。

(注2) 交通事故による公務上死者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

(注3) 一般職職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年版による(平成26年度までは教育長を含む。)。

(注4) 平成23年度以降の交通事故による公務上死者数は東日本大震災起因のものを含む。

(注5) 「交通事故による公務上死者数」欄の()書は、全公務上死者数に占める交通事故による死者数の構成比率である。

(注6) 公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第9表 職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死者数

(人)

職員区分	勤務態様	職務遂行中	訓練・研修中	出張中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計
義務教育学校職員		-	-	-	-	-	-	-
義務教育学校職員以外の教育職員		-	-	-	-	-	-	-
警察職員		-	-	-	1	-	-	1 2
消防職員		-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・水道事業職員		-	-	-	-	-	-	-
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		-	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	1	-	-	1	2

第10表 傷病部位別・職員区分別公務上死者数

(人)

傷病部位	職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
頭部		-	2	1	-	-	-	-	-	-	3	6.8%
頸部		-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.3%
胴体		1	-	-	-	1	-	-	-	-	2	4.5%
肢		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下肢		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合部位		1	-	3	2	-	-	-	-	-	6	13.6%
疾病		5	2	3	4	1	-	2	-	14	31	70.5%
部位不明		-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2.3%
合計		7	4	8	6	2	-	3	-	14	44	100.0%

第11表 傷病発生場所別・傷病区分別公務上死者数

(人)

傷病発生場所	傷病区分	負傷	疾患	その他の死亡	合計	構成比
本庁		1	2	-	3	6.8%
出先機関・施設等		3	6	-	9	20.5%
道路(交差点を含む)		4	1	-	5	11.4%
自宅		-	9	-	9	20.5%
その他		1	17	-	18	40.9%
合計		9	35	-	44	100.0%

第12表 職員区分別・勤務態様別公務上死者数

(人)

職員区分	勤務態様	正規の勤務時間の勤務中	時間外勤務中	出張中	訓練・研修中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計		
									1	4	7
義務教育学校職員		1	1	-	-	-	-	-	1	4	7
義務教育学校職員以外の教育職員		3	-	1	-	-	-	-	-	-	4
警察官	職員	3	2	1	-	-	-	-	-	2	8
消防職員		2	-	-	1	-	-	-	-	3	6
電気・ガス・水道事業職員		2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		3	-	-	-	-	-	-	-	-	3
船員		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		4	1	-	-	-	-	-	9	14	
合計		18	4	2	1	-	1	18	44		

第13表 事故の型別・起因物別公務上死者数

(人)

事故の型	起因物	動力機械		交通手段				注射針	装置等	仮設物等		物質等				環境等				人間	その他	起因物	合計		
		建設用機械等	その他の動力機械等	乗用車	バス	鉄道	自転車			危険物	材	石	地山	立木	水	異常環境	高温・低温環境	動植物	風雪	その他					
墜落・転落	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	6	
転倒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	
激突	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
崩壊・倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
激突され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
おぼれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
有害物等との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	5	
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
交通事故	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
故意の加害行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	
合計	-	-	3	-	-	-	1	-	-	2	1	-	1	-	6	-	-	-	-	2	-	-	20	8	44

分類項目区分

1 職員区分別

分類項目	説明等
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担しているものをいう。
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員をいう。
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）をいう。
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員（水道事業には、簡易水道事業を含む。）をいう。
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいう。
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員をいう。
船員	船員法第1条に規定する船員である職員をいう。
その他の職員	上記に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

2 被災時の勤務態様別

分類項目	説明等
正規の勤務時間の勤務中	変則勤務を常とする職員を含む。
時間外勤務中	
出張中	公用外出を含む。
訓練・研修中	
宿・日直勤務中	
通勤途上	
その他の	勤務についていない場合等を含む。

3 事故の型別

分類項目	説明等
墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所が崩れ、動搖して墜落した場合、車両系機械等とともに転落した場合を含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合で、機械の部分、ドア、パックネット等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人に当たった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊・倒壊	堆積した物（灰等を含む。）、足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。立てかけてあった看板等が倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。

分類項目	説明等
激突され	飛来・落下、崩壊・倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。構内等において自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等が当たった場合を含む。交通事故は除く。
はまれ・巻き込まれ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられる等をいう。構内等において自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含む。交通事故は除く。
切れ・こすれ	こすられた場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いた場合を含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落・転落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 【高温の場合】火炎、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱中症等高温の環境下にばく露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合をいう。有害物等には、病原菌、細菌を含まない（これらに感染、死亡した場合はその他に分類する。）。
感電	帯電体に触れ又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
爆発	圧力の急激な発生又は解放の結果として、爆音を伴う膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交通事故（道路）	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交通事故（その他）	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げてぎっくり腰となるような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等に起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落・転落、転倒に分類する。
故意の加害行為	未必の故意による加害行為を含む。
汚染血液による事故	針刺し事故等をいう。
その他	上記のいずれにも分類されない場合をいう。

- (注) 1 定義 事故の型とは、傷病を受ける元となった起因物が関係した現象をいう。
 2 分類方法 分類に当たっては、次の各号により適切なものを選択する。
 イ 起因となる物又は物質にどのように接触し又はばく露されたかを示すものを選択する。
 ロ 特掲事故（爆発、破裂、火災又は交通事故）、有害物等との接触、感電、故意の加害行為を最優先して選択し、その優先順は、故意の加害行為、爆発、破裂、汚染血液による事故、有害物等との接触、火災、交通事故の順とする。
 ハ 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の事故の型が競合する場合及び事故の型を決める判断に迷う場合には、次の順位により選択する。
 a 災害防止対策を考える場合での重要度による。
 b 発端となった現象による。
 c 分類番号の若い順による。

4 起因物別

大分類	中分類	説明等
動力機械	建設用等機械	<p>①トラクター系機械 作業装置部分が走行装置部分(台車)に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクターショベル等をいう。</p> <p>②ショベル系機械 作業装置部分が走行装置部分(台車)に対して旋回できる構造のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシェル、ドラグライン等をいう。</p> <p>③くい打機及びくい抜機 移動式クレーンにくい打ち用及びくい抜き用アタッチメントを装置したものを含む。</p> <p>④その他 上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。</p>
	動力クレーン等	クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、リフト、揚貨装置(船舶)、ゴンドラ、機械集材装置、運材索道、ホイスト、モーターブロック、ウィンチ、ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリューコンベア等をいう。
	その他の動力機械	<p>①原動機 電動機、発電器、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、水車等をいう。</p> <p>②動力伝導機構 回転軸、ベルト、ブーリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。</p> <p>③木材加工用機械 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤、ルータ、木工スライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、チェーンソー、角のみ盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。</p> <p>④一般動力機械 旋盤、ボール盤、研削盤、パフ盤、プレス機械、シャー、鍛圧ハンマ、遠心機械、混合機、粉碎機、ロール機、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサー、スリッタ、ポンプ、ブロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。</p>
交通手段	乗用車	
	バス	
	鉄道車両	
	バイク	原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
	自転車	
	トラック等	消防自動車、ごみ収集トラック、フォークリフト、トレーラ、ローリー、ミキサー車を含む。
	その他の交通手段	航空機、船舶を含む。
注射針等		

大分類	中分類	説明等
装 置 等	装 置 、 設 備	<p>①圧力容器 ボイラ、加熱器、蒸煮器、スチームアキュームレータ、圧縮空気タンク、酸素ボンベ、熔解アセチレン容器等をいう。</p> <p>②化学設備 圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。</p> <p>③熔接装置 ガス熔接装置、アーク熔接装置、その他の熔接装置をいう。</p> <p>④炉釜等 煮沸槽、煮釜、乾燥設備等を含む。</p> <p>⑤電気設備 引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱等、変電器、コンデンサー、開閉器具、照明設備、ハンドランプ等をいう。</p> <p>⑥その他の装置、設備 冷凍設備、集じん装置、槽、ガストーブ等の什器等をいう。</p>
	人 力 機 械 工 具 等	<p>①人力クレーン等</p> <p>②人力運搬機 自転車、こね車、一輪車等をいう。</p> <p>③人力機械 手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。</p> <p>④手工具 ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、つるはし、手のこ、とび口等をいう。</p> <p>⑤はしご等 作業面としてのはしご、脚立、踏台等を含む。</p> <p>⑥玉掛用具 玉掛用ロープ、チェーン等をいう。</p> <p>⑦その他 ロープ、万力、パレット等をいう。</p>
仮 設 物 、 建 築 物 、 構 築 物 等	仮設物、建築物、構築物等	<p>①足場</p> <p>②支保工</p> <p>③階段、棧橋</p> <p>④開口部 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑤屋根、はり、もや、けた、合掌</p> <p>⑥作業床、歩み板</p> <p>⑦通路 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑧建築物 木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む。）、建造中の船舶等をいう。</p> <p>⑨構築物 えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ピン、ピット、溝等をいう。</p>

大分類	中 分 類	説 明 等
物質等	危険物・有害物等	①爆発性の物等 ②引火性の物 ③可燃性のガス ④有害物 ⑤放射線
	材料	①金属材料 ②木材、竹材 ③石・砂・砂利 ④ガラス・陶磁器等
	荷	①荷姿のもの コンテナ、箱物、袋物、ドラム缶等特定の荷姿の物をいう。運搬のため束ねた物を含む。 ②機械装置 特定の荷姿の物を除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
	石綿	
環境等	地山・岩石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは除く。
	立木等	伐倒木を含む。
	水	海、川、池等の水をいう。
	異常環境等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境、その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。
	高温・低温環境等	高温又は低温の作業環境をいう。
	動物	犬嗜み等をいう。
	風雪	雪上での滑り事故等をいう。
	その他	上記に分類されない植物等をいう。
人間		
その他	その他の起因物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
	起因物なし	過労による循環器系疾患、その他の疾患の発症はここに分類する。

(注)

- 1 定義 起因物とは、災害をもたらす元となった機械、装置、その他の物又は環境等をいう。
- 2 分類の方法 分類に当たっては、次の各号により適正なものを選択する。
 - イ 災害に当たっての主因であって、何らかの不安全な状態が存在するものを選択する。
 - ロ 災害の発生の主因が人のみにある場合には次の順により選択する。
 - a 操作又は取り扱いをした物（墜落等の場合は作業面）
 - b 加害物（災害をもたらした直接のもの、起因物と同一の場合が多いが異なることもある。）
 - c 起因物なし
 - ハ 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の起因物が競合している場合及び起因物を決める判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場からの重要度で決めるものとし、なお、判定しがたい場合には、分類番号の若い番号を優先する。
 - ニ 加害物が熔接装置の火災のように機械、装置等の通常運転時に発するもの及び被加工物のように機械、装置等の一部となって動くもの等の場合は、当該機械、装置等を選択する。
 - ホ 被災職員と相手方の両方が車両を利用しているときに発生した交通事故による被災の起因物は、過失割合の大きい側の利用していた車両とし、両者の過失割合及び負傷の程度がいずれも同じ場合は、相手方の利用していた車両とする。

5 災害発生場所別

大分類	中分類	説明等
勤務公署	本 庁	地方自治法第4条に規定する事務所（都道府県庁、市役所、特別区の区役所、町村役場、警察本部、消防本部及び各種行政委員会事務局等を含む。）
	出先機関・施設等	<p>①行政機関等 ア 地方自治法第155条に規定する支庁、地方事務所、支所、出張所 イ 同法第156条に規定する保健所、警察署、労政事務所、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、繭検定所、計量検定所等の行政機関 ウ 東京事務所、農林事務所、土木事務所、教育事務所、消防署等の出先機関並びに指定都市の区役所等</p> <p>②保育所 児童福祉法第39条に規定する保育所</p> <p>③社会福祉施設 社会福祉法第2条第2項に規定する施設</p> <p>④病院 診療所（医療法第1条の5第2項に規定するもの）を含む。</p> <p>⑤その他の施設 地方自治法第244条に規定する公の施設で上記①から④を除く施設及び試験研究機関等（学校、集会施設、ごみ・し尿処理施設、職業訓練施設、公園施設、図書館、体育館、公営企業、農林水産試験場、衛生研究所等）</p>
道路	交差点	
	その他の道路	
自宅		
その他		